

表彰規定

昭和57年2月12日制定
新潟県青色申告会連合会

第1条 この規定は、新潟県内における青色申告運動に、功績のあった者の表彰について定める。

第2条 表彰は、次に掲げる規定に該当する者につき行う。

- (1) 新潟県内の各税務署管内青色申告会連合会及び、その加盟各青色申告会とその役員・会員及び職員であること。
- (2) 青色申告運動の精神をよく理解し、その功績が他の模範となる者。
- (3) その者の功績が、感謝状にあっては5年、表彰状にあっては10年以上であること。

第3条 前条に該当する者について、各税務署管内青色申告会連合会の推薦により、役員会において詮衡し会長がこれを決する。

第4条 表彰は、感謝状または表彰状の贈呈をもって行う。

第5条 表彰は通常総会において行う。

但し、特別の事由ある時は、必要に応じ行う。

第6条 この規定の改廃は、役員会において決する。

第7条 この規定は昭和57年4月1日より施行する。